

公表済 実施方針（案）	改定版 実施方針（案）
<p>2 PFI 事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>2.2 応募者の参加資格要件</p> <p>2.2.3 欠格事項</p> <p>①～⑦ 略</p> <p>⑧ 町が本事業のために設置する審査委員会の委員又はこれらの者と資本面(20%以上の株式保有)若しくは人事面(役員の兼任・社員の派遣)において関連がある者。</p> <p>(審査委員会の委員については、募集要項等において提示する。)</p> <p>5 事業協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項</p>	<p>2 PFI 事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>2.2 応募者の参加資格要件</p> <p>2.2.3 欠格事項</p> <p>①～⑦ 略</p> <p>⑧ 町が本事業のために設置する審査委員会の委員又はこれらの者と資本面(100分の50を超える株式保有)若しくは人事面(役員の兼任・社員の派遣)において関連がある者。</p> <p>(審査委員会の委員については、募集要項等において提示する。)</p> <p>5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項</p>